



はい！こちら消費生活センターです

「自然災害などの住宅修理のトラブルにご注意！」

Q

台風で屋根が壊れたので、電話帳で見つけた業者へ修理を依頼した。業者はすぐに来て、屋根にブルーシートをかける応急処置を行った。その際「瓦のままでは重いので新しい屋根にした方が良い」といわれ、費用の半額である 150 万円を振り込んだが、4 か月経っても工事が始まらない（60 歳代女性）

A

近年、台風・豪雨・大雪・地震などの様々な自然災害が各地で起きています。災害により被害を受けた場合、突然やってきた業者に点検を依頼したところ、「瓦が・・・」「壁にひびが・・・」といわれ、「今なら値引きできる」などと急がされても、すぐに契約してはいけません。住宅の修理などが必要な場合は、慌てずに複数の業者から見積もりを取り、周囲とよく相談したうえで契約を交わしましょう。その際、業者によっては高額な工事の受注を狙って、住宅の損傷について少し大げさなことという場合もありますが、そのような工事が本当に必要かどうか、第三者の意見を聞くなどして慎重に検討しましょう。また契約する場合でも、高額な費用の前払いは避け、できるだけ完成後の支払いを主とした契約にしましょう。さらに、自然災害がおきた際には、「保険金が使える」などという唄い文句で住宅修理の勧誘を行う「便乗商法」に対するトラブルの相談なども寄せられています。保険金が使えるかどうかは業者の言葉をうのみにせず、自分で保険会社に確かめることが大切です。少しでも不安や疑問を感じた場合は消費生活センターへ相談してください。

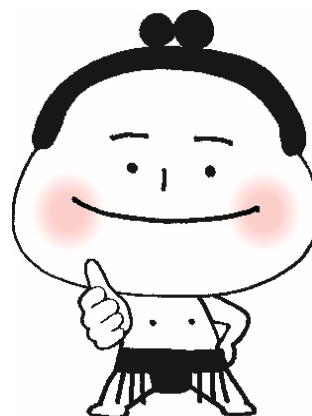
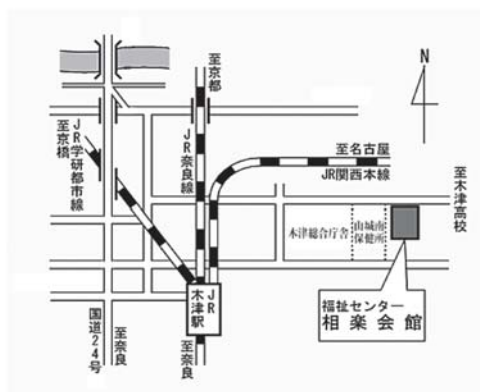
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
（※H30.4から相談時間が変更になっています。）
住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる